

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

| | |
|-------------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 平成 24 年度 第 2 回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 |
| 開 催 日 時 | 平成 24 年 10 月 5 日（金） 18 時 30 分から 21 時 00 分まで |
| 開 催 場 所 | 市民会館 第 4 集会室 |
| 出 席 者 | 安藤会長・富岡副会長・今西委員・安永委員・原委員・平原委員・ 中委員 |
| 欠 席 者 | なし |
| 案 件 名 | 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）の確認に ついて 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案） について 3 選考方法について |
| 提出された資料等の 名 称 | 資料 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員 配席表 資料 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料 3 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテ ーションについて 資料 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考 基準（案） 資料 5 選考審査の手順について（案） 資料 6 枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>（案） 資料 7 枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査集計表<例> 資料 8 今後のスケジュール |
| 決 定 事 項 | ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について確認し た。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準及び 選考方法について確認した。 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含ま れる事項について審議・調査等を行うため非公開 |

| | |
|----------------------|----------------|
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | － |
| 所管部署 (事務局) | 子ども青少年部 子育て支援室 |

審 議 内 容

【会長】

どうもこんばんは。お疲れのところ、夜分にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは定刻になりましたので、第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めたいと思います。なお、本日の会議は、概ね2時間程度の予定をしていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず事務局から本日の会議について説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

はじめに、本会議の委員の出席状況でございますけども、本会議は7人の委員の皆さんで構成されており、本日は委員7人全員が出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告させていただきます。続きまして、本日の配布資料についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まずお手元の方に、次第。

続きまして、資料1といたしまして枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表。

資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）。

資料3といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式）。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）。

続きまして資料5といたしまして、選考審査の手順について（案）

さらに資料6といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会、選考審査表【仮審査表】（案）。

続きまして資料7といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考審査集計表<例>。

最後に資料8といたしまして、今後のスケジュール（案）。以上でございます。なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局の方で、お手元の向かいの青いファイルを置かせていただいております。こちらに綴じて保管させていただきたいと思っておりますので、会議終了後はファイルと書類を一緒に各自の机の上に置いたままにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の案件につきまして、お手元の次第に沿ってご説明させていただきます。

まず案件1といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）の確認について。

案件2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）について。

案件3といたしまして、選考方法について。最後に、報告事項といたしまして、今後のスケジュールについて、説明をさせていただきます。以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので早速案件1に入りたいと思います。「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）の確認について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

前回、ご審議いただきました募集要項と関係書類について、ご説明いたします。それでは、資料2「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）」をご覧ください。前回の会議で皆様からのご意見を踏まえた修正と具体の日程を記載しております。資料の中で、修正箇所を網かけしておりますので、その部分をご注目ください。まず、1ページの下から2ページにかけてのところでございますが、法人が枚方市土地開発公社から契約により有償で貸し付けを受ける仮設保育所用地についてですが、位置図等の場所案内の表現を仮設保育所用地はP8【参考資料1】「宮之阪保育所民営化に伴う施設の位置図等」の後に～P15 用地概況のとおりと付け加えています。次に、3ページをご覧ください。4. 応募資格及び条件の(1)平成24年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。①児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。②児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。と修正を行っております。次に、5ページをご覧ください。5. 保育所運営申込書等の配布(1)配布日時を平成24年10月12日(金)から11月20日(火)までとし、要項の配布から宮之阪保育所の公募時の、前回の32日を上回る40日の期間を設けております。次、6. 申込受付及び場所としまして(1)受付日時を平成24年11月12日(月)から11月20日(火)までの1週間としております。約一週間としております。次に、6ページです。8 説明会及び現地見学会の日程は、10月21日(日)とし、事前申し込みの締め切りを10月19日(金)としております。次に、9 募集に係る質問等の締切日を11月1日(木)までとし、回答は、11月8日(木)までにしております。枚方市のホームページで随時公開していきます。続きまして、13ページをご覧ください。7としまして、仮設保育所用地 現況図と第1工区完了時の図を参考資料1に追加しております。続きまして、23ページです。その前にすみませんが、15ページをご覧ください。8・用地概況のところの一番下の欄の賃料等のところの仮設保育所用地の右の欄ですが、賃料を4,327,000円としております。賃料は一括で賃借開始日時までに支払うこととしております。引き続きまして23ページをご覧ください。〈参考資料4〉の枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱が10月1日付にて制定されましたので、差し替えをしております。当要綱の変更箇所としましては、29ページをご覧ください。29ページ一番下の欄になりまして、夜間保育事業費補助の金額で、国の補助金額の変更に合わ

せて変更をしております。資料2の修正箇所は以上になります。続きまして資料3をご覧ください。枚方市立保育所移管に係る提出書類及びプレゼンテーションについて(案)の裏面に提出期間及び提出場所・提出期間を要綱に合わせて平成24年11月12日(月)から11月20日(火)としております。変更箇所とは以上でございます。

【会長】

今、事務局から前回の会議で議論になりました募集要項案・提出書類等について修正した箇所についての説明がありましたがこの件についてご意見ご質問がある方はおられますでしょうか。

【会長】

一点だけ確認をさせていただきたいんですけど、この3ページのところですが、応募資格及び条件。①の児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。こう書かれてますね。現在枚方市内の保育所は、府外に法人本部をお持ちの所はないんですね。

【事務局】

枚方市内で保育所を運営していただいている法人の中で、1法人が兵庫県に法人本部を設置されている法人がいらっしゃいます。そのため、今回枚方市内でという条件につきましては、従来からも同じような形にしていますので、本部を府外に法人設置されている法人を含める形で取り扱いをさせていただいております。

【会長】

と、いうことは、①に該当する法人は、大阪府外でもOKということですか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

はい。わかりました。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの修正案はこれでお認めいただいたということで、次に進めていきたいと思っております。募集要項(案)提出書類等につきましては、本資料の内容とすることが確認できました。事務局においては、先ほどの説明にもありましたように、10月12日(金)に公募されるということな

ので、手続きを開始してください。次に、案件2の「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

選考基準（案）について、ご説明いたします。資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考基準（案）」をご覧ください。選考基準といたしまして、募集要項の内容を、大きな事項として1から7に括り、整理しております。1 応募法人の経営等に関する事項。2 保育所運営に関する事項。3 保育内容等に関する事項。4 職員体制に関する事項。5 引継ぎに関する事項。6 保護者への対応に関する事項。7 保育所整備に関する事項です。

この括りの中に、それぞれ募集要項の内容に応じて事項を設けております。この事項については47項目あり、左側に番号をつけております。その次の列（欄）は、（資料2）募集要項の関連する番号を示しています。資料2の3ページをご覧ください。4. 応募資格及び条件、
（2）保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。この番号は、4.（2）となります。資料4の募集要項の欄に書かれている番号がこれにあたりますので、ご確認いただく時の目次代わりに使っていただければと考えています。募集要項の内容は、概ね関連する番号を付けていますが、資料2の3ページをご覧ください。まず、（8）⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。続いて、5ページをご覧ください。

（12）②卒園製作で保育所内に設置されている記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。⑧家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。これらは、応募された法人の考えを求めるというより、決定した法人と協定書等で約束する項目と考えています。また、⑥保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。以上の4つの項目は、資料4の選考基準の中にはありません。続きまして、次の欄は、確認書類等です。確認していただく内容がどの書類、様式に示されているのかを表示しています。先ほどの要項番号と同様に、目次として使用してください。なお、中には、27番のように、書類の他に、プレゼンテーションとあわせて確認していただく項目もあります。次の欄は、事項区分です。これは、各項目が確認事項か提案事項であるかを表しています。この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は、要項の中で、保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。と言ったように、「〇〇すること」といった条件付けをしている項目があります。その条件を満たしているかを確認していただく必要があるため確認事項としています。確認事項に対して、提案事項は、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。など法人に検討を促し、どうするか法人の考え（ここでは提案）を聞くような項目が該当します。なお、どれが、確認事項で、提案事項なのかは、後ほど、一つずつ説明しますので、その中で、ご確認していただければと思います。続きましては、「確認する内容」の欄です。審査する時のポイントを要項の内容に基づ

いて表示しています。最後に配点の欄としております。なお、配点は、2、1、0を基本に採点していただきます。採点につきましては、2ページ一番下の囲みにあります「採点にかかる注意事項」をご覧ください。・確認事項を満たしている場合は、1点としています。・確認事項を上回る場合は、2点としています。・確認事項を下回る場合（基準を満たしていない場合）は0点としています。そのため、確認事項では1点を標準としています。・ただし番号4については、保育所整備資金や運転資金の項目ですが、新たな保育所の整備や仮設保育所の整備をしてもらう必要がありますので、ここは重要な項目であり、ここは点数が3倍になっております。・また、番号43、44についても新たな保育所の整備や仮設保育所の整備が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令を順守した整備計画となっているかを確認する重要な項目となりますので、点数を2倍にしております。また、例えば29番のように、1点のみを表示している項目があります。これは、必須事項としています。そのため必ず実施していただかないといけない項目となりますので、実施することが確認できれば1点の評価ということになります。前のページ、1ページ目とかで言えば7番（90人定員となっているか）や9番（開所時間は、7時から19時となっているか）などがその項目に該当します。次に、提案事項の採点は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点としています。また、提案事項につきましては基本的に0点を標準としています。なお、提案事項は、全部で8項目あります。

また、配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で、基準となる点数に網かけをしています。例えば、確認事項では、1点に、提案事項では、0点に網かけをしています。次に、採点に際しては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容をご確認後、採点をしていただきますが、仮に書類で確認できない場合がありましたら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認ということになります。次に、2ページ一番下をご覧ください。配点についてということで、満点は100点になります。次に、その下になりますが、仮に確認事項は全て満たしている（この場合、全て1点であった）。けれども提案事項で提案がなく加点が0点の場合は合計で45点となります。

それでは、この選考基準案を募集要項と照らし合わせながら、1番から順にご説明していきます。なお、お手数をおかけしますが、ここからは、募集要項と様式の方もあわせてご覧ください。

資料4の選考基準の1番ですが、募集要項では、4ページの4(1)平成24年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。①児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。②児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。としておりまして、確認書類と

しては様式1と様式3を見ていただくこととなります。この項目の確認事項としましては、設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。申請時において保育所運営実績が10年以上あるか、それを様式3に書いてある内容で確認をしていただくこととなります。様式3のところに経営方針について記載する事項となりますので、この内容の確認をしていただきます。確認する内容に示しているよう、設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。さらに申請時において保育所運営実績10年以上あるか。なお、この実績が10年以上につきましては、様式の1のところに記載してもらいますが、応募の絶対的な条件ですので、事前に事務局で確認をしていきます。10年以上の法人だけが並ぶこととなりますが、そうした内容の確認が済みましたら、採点として、確認内容を満たしている場合は1点。記載されている内容がより「いい」ということでしたら2点。内容的にどうかということであれば0点という評価をしていただくこととなります。

次に、2番ですが、募集要項では、4(5)枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。の項目で、この事業が公立保育所の民営化であるということから、前半の「枚方市の保育行政を良く理解し」という部分に対し、確認書類としては、様式2で確認していただくこととなります。応募の動機・目的と言う部分ですが、ここでは応募の動機や目的を具体的に記入することとなっております。この中の確認事項ですが、応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえて示されているかとしています。

次に、3番ですが、募集要項では、4(2)で経営基盤及び社会的信望を有していること。の項目で、確認書類としては、様式6などになりますが、まず、様式6が資金計画書となっております。保育室の整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方法など保育所運営にかかる資金計画について具体的に記入することとなります。この中の確認項目として、確認する内容は、過去3年間の経営状態が安定しているかを確認していただきます。この項目につきましては、この資金計画書だけではなく、添付書類として提出を求めています法人の財産目録、貸借対照表、決算書及び予算書といった資料も見えていただきながら、内容の評価を行うということにしております。この部分については専門的な知識が必要となりますので、今西委員のご意見もお聞きしながら、評価していただくこととなります。

次に、4番ですが、募集要項や確認書類については、3番と同様にしてしております。その中で、確認する内容としては、保育室の整備資金が確保できているか。保育所運営のための運転資金が確保できているかを確認していただきます。また、3倍の得点とさせていただいております。今回の民営化の大きな部分といたしまして、新たな保育所の整備や仮設保育所の整備をしてもらう必要がありますので、法人に整備するだけの資金力があるかどうか大きな部分としてあります。いくら保育内容が優れていても資金がなければ保育室を整備できま

せんで、資金がきちんと確保できるかどうかについて評価していただきます。

次に、5番ですが、様式4の1ページをご覧ください。全てに関わる大きな事項として、4(1)保育理念についての記載事項になります。ここでは保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ適切なものとなっているかについて評価していただきます。

次に、6番ですが、募集要項では4(4)(5)となっており、確認書類としては、様式3に戻っていただき保育所運営方針についての記載内容を確認していただき、保育所運営方針が保育所設置目的(民営化に伴うものであること)を踏まえ適切なものとなっているかを確認していただきます。

次に、7番ですが、募集要項の4(8)①定員を90人とすること。ただし、平成27年4月1日までに、120人定員となっているか。この確認は様式4の1ページ1(2)保育所定員について確認していただきます。これは絶対的な条件ですので、1点のみの評価とさせていただきます。そのため、これがなければ1点の評価はつかないということになります。

次に、8番ですが、提案事項としています。提案内容の部分では0・1・2歳の低年齢のところ、定員の4割を超えるとともに地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているかというところを評価していただきます。提案がなければ0点。中身によってプラス1、プラス2という形にさせていただきます。最近の保育需要としては、低年齢児の入所希望が非常に増えてきておりますので1歳・2歳が待機状態でなかなか入りにくいという状況もございますので、そういった状況も一定踏まえた提案がされているかを評価していただきます。

次に、9番ですが、募集要項4(8)②で示しています開所時間が午前7時から午後7時までの現行の開所時間を維持することまでが確認事項で、様式4-1(3)開所時間についてご確認ください。さらに、要項では、ニーズがあれば19時を超える延長保育が提案されているかとしていますので、これは次の10番で提案事項としています。同じ様式4-1(3)にその旨が記載されていることが確認できれば、加点の評価をしていただきます。

次に、11番ですが、これは募集要項の4(8)③で保育所休所日は日・祝・年末年始のみとしています。これは様式4-1(4)保育所休所日についてのところで確認をしていただきます。この保育所休所日につきましても絶対的な条件ですので1点のみの評価とさせていただきます。

次に12番の部分ですが、募集要項の4(8)④の災害共済給付制度の加入についてです。確認書類は様式4の2ページ1(5)保険制度への加入についてで、確認内容といたしましては独立行政法人スポーツ振興センター給付制度に加入を予定しているかということになります。

次に、13番ですが、募集要項の4(8)⑦の危機管理体制及び安全確保の体制についての

項目ですが、この確認は様式4-1(6)危機管理体制及び安全対策についてを使用し、確認内容といたしましては、災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているかを確認していただきます。

次に、14、15番ですが、募集要項では、3ページの4(10)5、及び4ページの(12)3に係るもので、確認書類は、様式4の5ページ4(5)苦情対応についてのところで、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか。苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているかについて、それぞれ確認をしていただきます。次に、16番ですが、募集要項の4(3)の法令、通知などの遵守に関連しての項目で、この確認には、提出書類の15に、平成24年度以前の直近で行われた大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答文書の写しを求めています。確認内容といたしましては、大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかどうかについて確認していただきます。次に3つ目の保育内容等に関する事項に入ります。17番ですが、募集要項では2ページの4(9)①.保育の内容については保育所保育指針を基本とし、保育所保育課程、指導計画を作成し実施することとされていますが、この確認には、様式4-2ページの2(1)保育内容についてを使用して、確認内容といたしましては、保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているかという点を確認いただきます。あわせてその様式の中で、下の18番、子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているかという内容が提案されているかを評価していただきます。

次に、19番、20番ですが、これは募集要項4(9)②障害児保育を実施することについてです。この確認には、様式4-2(2)障害児保育についてを使用して、確認内容としては、障害児保育に取り組んでいるかという点を確認していただき、あわせて、提案事業として、障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているかを評価していただきます。

次に、21番ですが、募集要項4(9)③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと、この確認は様式4-2(3)の食物アレルギーについてを使用し、確認内容としては、アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているかということを確認していただきます。

次に、22番ですが、募集要項4(9)④の健康診断については、内科検診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科検診を年1回実施することとしています。この確認も様式4の3ページ2(4)の健康診断についてを使用し、確認内容といたしましては、内科検診、ぎょう虫、尿検査が年2回以上、歯科検診が年1回以上予定されているかを確認していただきます。次に、23番ですが、募集要項の4(9)⑤で地域子育て支援事業(例、枚方市安心子育て応援事業)については、実施することです。この確認は、様式4-2(5)の地域子育て支

援事業の実施についての記載内容でどのような事業内容の実施が予定されているかということをご確認いただきます。

次に、24番ですが、募集要項3ページの4(9)⑦その他、園行事、給食、児童の健康管理等について、法人の考えを示すことしていることから、様式4-2(8)のその他提案事項で独自の企画提案の中身を評価していただきます。次に、25番ですが、募集要項では4(9)⑥で民営化後、概ね、1年以内に福祉サービス第三者評価を受け保育の質の向上を図ることとしています。この確認も様式4-2(6)民営化後の第三者評価についてを使用し、確認内容としては、福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているかどうかを確認していただく項目となっています。これについては第三者評価を受ける予定かどうかを確認させていただきただけですので、1点のみの評価とさせていただきます。

次に、26番ですが、募集要項の4(9)⑥の先ほどの後半部分の保育の質の向上を図ることについてです。これは提案事項としています。その確認には、様式4-2(7)の保育の質の向上についてを使用し、職員の質の向上を図るため、職員の研修について積極的に取り組んでいるかどうかを提案内容から評価していただきます。

次に、4職員体制に関する事項でございますが、項目27番につきましては、募集要項の2ページ4(6)の理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有することです。この確認は、様式7といたしまして法人理事長の履歴書を使用します。履歴書では主に経歴を中心に記載していただきますが、これに加えて、プレゼンテーションで法人代表者と施設長予定者のプレゼンテーションがございますので、プレゼンテーションの中でも熱意、識見等について確認をしていただきます。

次に、28番については、施設長になりますけれども、これは募集要項4(7)の施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意ある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置することです。この確認も先ほどと同様に、様式7の2ページ目の施設長予定者の履歴書とプレゼンテーションにおいて確認をしていただきます。

次に、29番ですが、募集要項の3ページ4(10)1の保育士の配置については国規準を遵守するほか、1歳児は児童5人対保育士1人の配置基準とすることとしています。この確認には、様式4の3ページ3(1)の保育士配置についてを使用し、確認内容としては、保育士配置基準は国規準を遵守し、1歳児については5:1としているかどうかを確認していただきます。これについても5:1としているかどうかというだけの確認ですので、1点のみの評価とさせていただきます。

次に、30番ですが、これは募集要項4(10)2の保育士の年齢構成及び保育士の経験年数に配慮すること、さらに、同じ(10)4の宮之阪保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討することとしています。

この確認は、様式4-3(2)保育士の採用及び構成についてを使用し、記載内容の確認をしていただきます。

次に、31番ですが、募集要項4(10)3の看護師を配置することです。この確認も様式4-3(3)看護師の配置についてという項目で確認をしてもらいます。確認をする内容としては看護師の配置を予定しているかということで、これも配置するかしないかということになりますので、1点のみの評価としています。

次に、32番ですが、先ほどと同じ募集要項の4(10)3の後半部分の病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することです。これは提案事項です。この確認は、様式4-3(4)体調不良児対応型についてを使用し、体調不良児対応型の実施の予定が提案されているかを評価していただきます。

次に、33番ですが、募集要項の4(10)6の「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることです。この確認は、様式4-3(5)の公正採用選考人権啓発推進員についてを使用し、確認内容としては、公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるかということを確認していただきます。

次に5引継ぎに関する事項になります。34番ですが、これは募集要項の4(11)1で保護者説明会の開催についての項目です。この確認は、様式4の5ページ4(1)保護者説明会の開催についてを使用し、確認内容としては、必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているかを確認していただきます。

次に、35番ですが、募集要項の4(11)2で保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととしています。この確認は、様式4-4(2)三者懇談会についてを使用し、確認内容としては、三者懇談会の設置が予定されているかを確認していただきます。

次に、36番ですが、募集要項の4ページ4(12)1、保育所名については宮之阪の名称を残すこと、またクラス名についても現在使用しているクラス名を残すことです。この確認は様式4の6ページ5(1)保育所名及びクラス名についてを使用し、確認内容としては、保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているかを確認していただきます。

次に、37番ですが、募集要項の3ページの4(11)3で移管1年前から、施設長予定者等は、随時、宮之阪保育所を訪問し、保育内容等の確認を行うとともに、宮之阪保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととしています。この確認は、様式4の5ページ4(3)に移管前の引継ぎについての中で、関連して同じ募集要項の(11)4、5、6についても関連してくる部分であり、確認内容としては3点ございます。1点目は、1年前より年中行事等の参加を予定しているか。2点目は、共同保育期間中の職員体制が確保されているか。3点目は、共同保育期間中に個人懇談会が予定されているかということをご確

認いただき、それぞれについて採点していただきます。

次に、38番ですが、これは募集要項の4(11)7の移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する時は、協力することという内容です。この確認は様式4-4(4)を使用し、確認内容としては、運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるかどうかを確認をしていただきます。

次に、39番ですが、これは募集要項の2ページ4(4)の移管前の保育内容を引き継ぐことです。この確認には、様式はございませんが、プレゼンテーションの中で宮之阪の保育の引継ぎについての法人の考えを述べてもらうことにしておりますので、確認内容としては、宮之阪の保育を引き継ぐことについて理解し誠実に取り組もうとしているかどうかを確認していただきます。

次に、6番目の保護者への対応に関する事項でございます。40番ですが、これは募集要項の4(12)3の保護者及び地域に対して誠意を持って対応することです。この確認は様式4の6ページ5(2)保護者及び地域への対応についてを使用し、確認内容としては、保護者及び地域への対応について誠意が感じられるかということを確認していただきます。

次に、41番ですが、募集要項の4(12)4、既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施することです。この確認は様式4-5(3)保護者負担についてを使用し、確認内容としては、現行より負担が増えることはないかを確認していただきます。

次に、42番ですが、募集要項の4(12)5の宮之阪保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を希望した場合、可能な限り協力することです。この確認は、様式4-5(4)保育所見学への協力についてを使用し、確認内容としては、保護者の保育所見学に対し、協力的であるかを確認していただきます。

最後7番目の保育所整備計画に関する事項です。43番44番ですが、募集要項の1ページ3.移管条件の(3)保育所整備についての①新たな保育所の整備と②仮設保育所の整備、③その他、あわせて、3ページ4(8)⑥で、整備後の保育所運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令等の順守を条件としており、この確認は、様式5-1、様式5-2の中で、基本的な整備計画として、配置計画と整備内容について具体的に記入してもらいます。確認内容としては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令を順守した整備計画となっているかを確認していただきます。

45番として、同じ様式5-1、様式5-2の中で、提案事項として、子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているかを評価していただきます。

次に、46番、47番ですが、募集要項2ページ3.(3)③の駐車場及び駐輪場の整備や整

備が困難な場合は近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じることや、新たな保育所及び仮設保育所整備にあたっては、児童の安全対策はもとより、騒音対策など必要な措置を講じること。募集要項の5ページ(12)7の自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置することです。

46番の確認は、様式4の7ページ(5)路上駐車対策についてを使用し、確認内容としては、駐車場等の整備や借り上げによる駐車・駐輪スペースの確保や保育所の整備中の児童の安全対策や騒音対策などについて確認していただきます。47番の確認は、自転車での送迎に対する安全対策についてを使用し、確認内容としては、自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているかをご確認いただきます。長くなりましたが以上で説明を終わらせていただきます。

【会長】

今、ひとつひとつ説明していただきましたが、何かご質問はございませんか。

【委員】

例えば10年以上となっておりますけれども、これが9年8ヶ月であった場合はどうなりますでしょうか。

【事務局】

今年の10月1日現在で、10年を超えている必要がありますので、それに満たなければ参加していただくことはできません。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【委員】

100点満点の配点で、それ以上になることはありますか。

【事務局】

個々の委員の最高得点は、各項目の一番高い点数をつけていただきましたら100点になります。ですから、100点を超えるということはありません。

【会長】

他にございませんでしょうか。はい。どうぞ

【委員】

応募された法人の現在運営している保育所の内容とかは反映はされないんですか。

【事務局】

直接こちらの選考基準の中には今おっしゃっていただいたことに関することはないんですけども、ただ、ベースになってくるものとして大変重要だと思っております。資料3の法人に提出していただく資料の中に17番の項目がございます。現在運営してる保育所の、保育目標だとか、保育内容のわかるパンフレット、あるいは園で実際に実施している管理体制だとか、安全対策に関するマニュアル。こういったところを、ご参考にさせていただいて、書いてることが本当にそういったことができるのかどうかといったところも踏まえて採点していただけたらと思っております。

【会長】

資料4の1ページをご覧くださいんですけど、その中の19番・障害児保育に取り組んでいるかどうかというところで、取り組んでいない場合はどのようにつけたらいいんですか。

【事務局】

園さんでこれまで一度も障害児保育に取り組んだことがなかったとしても、宮之阪では障害児保育の取り組みもしていただきたくことを条件にしておりますので、宮之阪ではこういう障害児保育の取り組みをしていきますということが書かれていたらそれを参考に採点していただけたらと思います。

【会長】

19番はどうですか。

【事務局】

19番は取り組みがなければ0点ということになります。

【会長】

これは今現状ということですか。

【事務局】

現状です。実施できているか、ということですので。やっぱりそういった経験を求めています。

【会長】

いろいろと資料を出してくださいと書かれてますが、その他の書類が出てきたらどうしますか。排除してもらえますか。例えば、第三者の評価表が入っていたり、どこかの研修会の

レポートが入ってきたり、そういうのが時々あるんですよ。われわれはここで、われわれの視点で、評価をしているわけで、第三者評価表だけではなくて、その他の書類もあると思うんですよ。客観性を失わないように事務局で書類の選別をしていただけませんか。

【事務局】

きちんと整理をさせていただきます。また、不明な書類に関しましては、ご確認いただく前に皆さんにお伺いします。

【会長】

それでよろしいですね。委員のみなさん。余計なものが入っていると、気持ちが左右される可能性がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他に何かございませんでしょうか。

【副会長】

12番ではスポーツ振興センター給付制度っていうことになっておりますが、資料2の募集要項の8-4でもスポーツ振興センターのみしか表示がないんですけれども、この様式4では保険制度の加入についてということになってます。これは、それが民間保険であっても点数つけるということによろしいでしょうか。

【事務局】

募集要項上では、スポーツ振興センターの給付制度への加入のことについて触れておりますけれども、私立園の中にはさらに+αで保険に入られているところもございませう。そういった+αの保険もさらにとということであれば、現行以上のサービスに値しますので、加点要因になると思います。そういう意味も込めてここについては2点ということにさせていただきます。

【委員】

加入していないのであれば0点ですか。

【事務局】

はい。

【委員】

振興センターだけであれば1点、加点があったら2点とつける訳ですね。

【事務局】

そのようにつけていただければと思っております。

【会長】

他にございませんでしょうか。それではおおむね、事務局案で了承されたかと思えます。選考基準は事務局案といたしたいと思えます。それでは続いて、案件3の方に入らせていただきます。「選考方法（案）について」、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

【事務局】

選考審査ということで、資料5をご覧ください。

選考審査の手順について（案）ですと選考審査の手順としましては、大きく3つに分けています。1つ目は、書類審査です。2つ目は、プレゼンテーションです。最後の3つ目は、運営法人の選考になります。

それでは、1つ目の書類審査の欄をご覧ください。「提出書類」の説明になります。これは、応募のあった法人の提出書類を事務局から内容の説明を行います。

次の段階としては、「選考審査表」（仮審査用）です。書類審査の段階ですが、各法人の提出書類を「選考基準」に基づき審査していただき、「選考審査表（仮審査用）」に採点を記入していただきます。

「選考審査表（仮審査用）」の案として、資料6をご覧ください。左側に、選考基準の内容を、左側とその項目ごとに表示しています。右側には、法人ごとに採点欄を設け、点数に、○をつけていただきます。そして、最後に、3ページの終わりに、委員名をご記入いただきます。採点の途中で、不明な点等は、適宜質問をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきます。

それでは、資料5に戻ってください。次の段階として、選考審査集計表（仮集計）になります。先ほどの選考審査表（仮審査用）で採点していただいた各委員の採点を、事務局で仮集計し、委員の皆様へ配付させていただきます。例として、資料7をご覧ください。

表は、先ほどの資料6を基に、右側に、各委員ごとの採点結果を集約しています。ここでは、後ほどご説明しますが、意見交換しやすいように委員名をABCといったように伏せて表示させていただきます。そして、一番右に、その集計結果として、合計を設けています。項目数が多いため、総合計は裏面の3ページの下になります。

この例の採点内容については、後ほど、説明させていただきますので、今は、全体の構成を見ていただければと思います。それでは、資料5にお戻りください。

先ほどの集計結果を基に、委員の皆様で意見交換をしていただき、先に、採点をしていただいておりますが、意見交換の中でこの部分を修正しようとする場合やプレゼンテーションまでの期間も空くことから、意見交換後、自身のお考えを自由に修正していただいても差し支えないよう、この様な方法をとらせていただいております。

続いて、2. プレゼンテーションについてです。プレゼンテーションにつきましても、法

人のプレゼンテーションが終わりましたらプレゼンテーションの項目について採点をしていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に、一定確認できなかったことや、やり取りの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただけるようにと考えております。プレゼンテーション後は、再度、仮集計をさせていただいて書類審査と同様に、事務局で仮集計を行い、その結果を基に意見交換をしていただき、意見交換が終わった後に、最後、3. 運営法人の選考の段階に移ります。

法人の選考というところで選考審査表も本審査用ということで、タイトルをかえさせていただきます、新たに最終の採点をしていただき、次の選考審査集計表の段階に移ります。

これまでの選考審査集計表と同様に、本審査結果の集計表にまとめたものを配布します。その結果を基に法人を決定する訳ですが、その方法として、「選考審査集計表に基づき、以下の3つの条件を満たしていることを条件に法人を決定する。

①基準点合計が315点以上を満たしている。

②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人（例としまして：2法人の応募があり、総合計が甲法人560点、乙法人530点の場合とします。）この場合、甲法人の総合計が高いということになります。

次に、③委員ごとの総合計を比較し、最も多くの委員が「甲法人」に最も高い点をつけた（選んだ）場合

ただし、総合計が同点の委員は、「甲法人」を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、「甲法人」を選んだものとする。」としています。事例として、2法人の応募があった場合と3法人からの応募があったケースを下に表で示しています。いずれの場合も甲法人を選んだ委員が最も多いので、この場合は、①の総合計が最も高い法人と②の最も多くの委員が選んだ法人の両方の条件を満たしていますので、甲法人の決定になります。

なぜ、このような手続きを行うのかということ、資料7の3ページをご覧ください。この資料の中では、例として、2法人の応募があり、7人の委員で採点をしていただいた結果、総合計・一番右端でございますけれども、573点で乙法人が最も高い点数になります。次に、その左横の各委員の総合計を見ていただきたいのですが、G委員以外の6人は、甲法人を選んでいますが、しかし、これは、あくまでも例として、かなり極端な例で作成していますが、G委員1人が、甲法人に0点、乙法人に100点数をつけるというような採点を行えば、他の委員の結果より総合計の点数結果がG委員1人の結果に優先されるということが、あり得るということを表しています。

実際には、10年以上の経験のある法人の提案を審査していただくので、このようなことは起こり得ないと、思っていますが、選考方法の制度上の中では可能であり、このような形で、法人を決定するは避けたいと考えています。そのため、通常は、資料5をご覧ください

たいのですが、1. 書類審査及び2. プレゼンテーションの各仮審査後の意見交換の段階で、このようなことが起こらないよう、意見交換を行っていただければと考えています。そのため、実際には、3. 運営法人の選考の段階では、ほとんどの場合、①の基準点合計（315点以上）を満たしており、②の各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人と、③の委員ごとに総合計を比較し最も多くの委員が「甲法人」に高い点をつけた（選んだ）法人の3つの条件を満たすことになると思います。そのため、万が一の場合に備えてということで、①と②と③の条件を満たす場合を条件に法人を決定するという方法を提案させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。今事務局の方から選考方法につきましては、運営法人を選考するにあたり、選定審査会として、皆さんと一緒に、より客観的で、公平な選考を行い、選考した法人によって安心して保育の引継を行っていただきたいと思います。そのための方法について、ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】

もし、応募が1法人だった場合は、必然的に315点以上だったらその法人になってしまうんですか。

【事務局】

募集要項上では1法人でも選考していただくこととなります。で、その場合、見ていただいております資料、このとおりの手順で選考していただくこととなりますが、応募法人が1法人であった際の選考方法については、3回目にご審議いただきたいと思います。小倉保育所の事例では1法人でした。その時は選考に入る前に315点でいいのか、もう少し高い点数、例えば平均以上ないと駄目かということをお委員の皆さんにご審議していただいて実際に選考していただいたという事例がございます。そういうことがないようにとは思っているんですけども、仮に1法人であったら、3回目の選考の前にもう一度事務局の方から選考審査の手順についてということでご提案をさせていただきたいと思います。

【会長】

よろしいですか。他にございませんでしょうか。何法人来られるかわかりませんので、たくさん来られたら選考が大変になりますけど、それぞれきちっと客観的に見ていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。1法人であろうと、5法人であろうと、やるべき手続きは一緒ですので。

【事務局】

事務局から、一点お願いがあります。次回の第3回審査会から、選考を行っていただくこととなります際には公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、もしくは理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきまして、審査委員としましては、利害相反の恐れがありますので、まず、採点に関しましては、ご辞退いただくことが適当ではないかというふうに考えていますが、いかがでしょうか。公募してみないとわからない中ではございますけれども、応募結果を踏まえ、次回の選考の前に、その様なケースに該当する場合は、恐れ入りますがお申し出いただき、この場で、ご確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取扱いにつきましては、改めて、事務局から案をご提案させていただき、ご審議いただければと考えています。この点につきまして、公募に先駆けて、ご審議をいただく必要があるのではないかと考え、ご提案させていただきます。

【会長】

はい。ありがとうございます。事前に事務局で委員の経歴を確認されていますが、どなたがどうなるかはわかりませんので、まず前提として、そういう申し合わせをしておきたいなと思いますので。よろしいでしょうか。

【委員】

それは血縁関係以外にもありますか。

【事務局】

基本的には血縁関係ですが、もう一点、応募法人で運営されている保育所で勤務されている方というのも、該当してくると思っております。

【委員】

それは過去の勤務も含まれますか。

【事務局】

現在関係がなければ含みません。

【会長】

よろしいでしょうか。ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点では、まだ、どの法人から応募があるのか、わからない状態ですけど、公募前に、公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応を、今皆さんにお諮りいたしましたので、事務局の説明どおりで進めたいと思います。

それでは、その様なことが生じるかは、現時点ではわかりませんが、まずは、再度確認いたしますけれども、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願いしたいと思います。

以上で、選考方法については、おおむね、事務局案で了承されたかと思えます。なお、次回、第3回の書類選考の前に、もう一度、皆さんと選考方法について、応募法人の関係者に該当するかを含めて、ご確認を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、確認をしたいと思えますが、委員の皆さんにお願いしたいのですが、本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づき次回、採点を行うこととなります。よって、今後、法人の募集を行うに際し、本日の会議の内容が外部に漏れますと、公平な選考の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せられていますので、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から、法人決定までの「スケジュール」について報告をお願いします。

【事務局】

法人決定までのスケジュールについて、ご報告いたします。お手元の資料8をご覧くださいませでしょうか。前回、皆様とご確認しました今後の会議日程と募集要項に従いまして、スケジュール表を作成しております。10月12日の募集開始からの日程を表示していますが、募集要項でご説明しましたので、その部分は、省略させていただきます。

11月20日にまず最初に、募集の申請の締め切りをいたします。その後書類審査に向けて準備をさせていただきます。この間に可能であれば今西委員と日程を調整させていただいて、第3回目の会議の前に法人の財務関係の審査をしていただきたいと思います。その上で、第3回目の時に財務関係の報告をしていただけたらと思えます。

続きまして、第3回会議でございますけれども、12月4日（火）の18時を予定したいと思っております。この間、18時30分からということをお願いしておりましたけれども、書類審査に時間を要するのではないかと考えておりますので、少し時間を早くから開始したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。場所につきましては前回の第1回目と同じ、市役所別館4階の第2委員会室ということでお願ひいたします。前回、一回目が第3委員会室で、その横になります、エレベーター側に近い部屋になります。次回は、はじめに、選考審査の手順を再度、ご確認いただいた後に、書類選考を行っていただきます。また、応募がありました法人1件ごとに事務局で書類を読み上げた後に、仮審査を行っていただきます。そのため、法人の数だけこの作業を行っていただくこととなりますので、先ほど会長からもございましたけれども、多くの応募がありましたら、2時間の予定では終わらない可能性がございます。その為、時間を延長させていただくことも想定されます。応募締切後の11月21日以降にならないと、応募法人数はわかりませんので、11月21日以降に再度、11月30日の予備日を使用するかどうかについて、会長と日程を調整し、その結果を皆様にお伝えしますので、事務局の方から連絡があるまで、11月30日の夕方以降の予備日につきましては、空けておいていただけますよう、よろしくお願ひいたします。出来るだけ早くにご連絡をさせていただこうと思っておりますけれども、11月21日前後になるかと思えますので、それまでは11月の30日の夕方以降は、空けておいていただけますように重ねてよろしくお願ひいたします。また、応募のあった法人と日程は、調整いたしますけれども、委員の皆様の中で、法人の見学を事前におきたいと希望される場合、見学会を12月10日・

11日に予定をしております。詳細については、第3回の時にご説明させていただきます。なお、見学会ですけれども、土曜日の方がいいということであれば、第3回の会議までに、事務局の方にご連絡をいただけたら調整もさせていただきたいと思います。

次に、12月24日（月）午前9時から、プレゼンテーションのための選定審査会を開催させていただきます。プレゼンテーションの場合、1法人あたり質疑を含めて約45分としております。そのため、応募法人の数にもよりますが、プレゼンテーションの選定審査会には概ね3時間程度は必要かと思っております。さらに、同じ日で選考、先ほどの資料の3番目、法人選考ということも行っておりますので、迅速な会議運営に努めさせていただきますが、どうしても1日ばかりということが想定されるますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。こちらの日程につきましても、11月20日、公募締め切りの後、21日の時に一日では終わらないということで、会長と調整させていただいて、第3回会議の進み具合により、もしかすると1月5日、6日という日程で変更させていただくかもしれませんので、5日、6日につきましても、空けておいていただきますように、よろしくお願いいたします。

以上でご説明を終了させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

先ほど説明ありましたこの資料4ですけれど、これを1法人について全部チェックを書類審査ということで、これ全部チェックをするんですね。ですからそう簡単にはいかないだろうと思います。両方ですからね。資料を見て、これと併せてチェックしてもらおうということになりますので、一定数以上来られますと、2日はいるだろうなと思いますので、その点はまた数字を見てからご相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、委員の皆さん、今申し上げましたように大変な作業になります。皆さんと協力をしながら、次回から審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また一つ、これは会長としての意見ですが、法人の経理については、なかなか判断するのが難しい部分かと思っておりますので、法人経理の分野については今西委員さんに事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に説明いただければと考えていますが、今西委員さんいかがでしょうか。

【委員】

はい。わかりました。

【会長】

お手数掛けますけどどうぞよろしくお願いいたします。今西委員さんに事前審査を了承していただきましたので、事務局は今後、今西委員と日程調整を行い事前に審査をお願いいたします。今、説明がありましたように、次回会議日程は、応募数に応じて11月21日を目途に決定しますが、12月4日（金）午後6時から、第2委員会室で行います。もちろん後

日、事務局から通知していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の案件は全て終了しました。これで本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。